福　祉　部

大阪維新　政調会　配席表【福祉部】平成29年2月3日（金）　15時30分～16時20分　第1委員会室

出入口　　出入口

TV モニター操作盤

氏名	役職
酒井	福祉部長
福島	医療監
三ツ石	福祉部次長
中川	福祉総務課長
福本	地域福祉推進室長
岡本	地域福祉推進室 地域福祉課長
前河	地域福祉推進室 社会援護課長
谷脇	地域福祉推進室 指導監査課長
西口	障がい福祉室長
奥村	障がい福祉室 障がい福祉企画課長
米田	障がい福祉室 自立支援課長
赤井	障がい福祉室 地域生活支援課長
中井	障がい福祉室 生活基盤推進課長
児島	高齢介護室長
菱谷	高齢介護室 介護支援課長
小孫	高齢介護室 介護事業者課長
中岡	子ども室長
白波瀬	子ども室 子育て支援課長
薬師寺	子ども室 家庭支援課長
芦田	福祉部副理事
佐藤	国民健康保険課長

事務局

マイク操作

資料１

平成２９年度当初予算案主要事業の概要

（福祉部）

上段　平成29年度財務部長内示額
中段　平成29年度知事復活要求額
下段　平成28年度当初予算額

（一般会計）

事　業　名	事業費	摘　　要
１．障がい者福祉の推進について (1) 入所施設・病院からの地域生活への移行、地域生活の充実を支援します。		
①障がい児入所施設地域移行促進事業	140万円 － (374万円)	障がい児入所施設に入所する年齢超過児（18歳以上）の地域移行を促進するため、施設が行う地域移行の取組に係る活動費を助成。
②【一部新】長期入院精神障がい者の退院促進事業	3,300万円 － (2,656万円)	長期入院精神障がい者に対する退院促進に向けた支援等を一層進めるため、二次医療圏ごとに広域で活動するコーディネーターを配置するなど、各関係機関が連携・協働する総合的な体制を構築。
③障がい者医療・リハビリテーションセンター運営費	6億4,916万円 － (6億1,334万円)	大阪府立急性期・総合医療センターに隣接する「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、治療の当初から地域生活への移行までの一貫したリハビリテーションを実施。 ア　障がい者医療・リハビリテーション医療部門 大阪府立急性期・総合医療センターの障がい者医療・リハビリテーション医療部門において、障がい者に対する医療やリハビリテーション医療を実施。 (4億8,171万円) イ　障がい者自立センター 障がい者の社会生活力を高めるため、身体機能や生活能力向上のための支援プログラムを実施（自立訓練、施設入所支援）。(1億4,906万円) ウ　障がい者自立相談支援センター 障がい者の相談支援に関する広域的・専門的助言及び人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進し、地域生活を支援（地域生活への移行

		支援・継続支援)。(1,839万円)
④重度障がい者訪問看護利用料助成事業	2億1,384万円 － (9,615万円)	重度障がい者(児)の在宅医療を推進し、訪問看護制度の利用を促進するため、利用料を軽減する市町村に対し必要な経費を助成。
⑤重度障がい者等住宅改造助成事業	3,096万円 － (3,606万円)	重度障がい者等が、住宅を安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を負担する市町村に対し必要な経費を助成。
⑥金剛コロニー再編整備事業	2億2,516万円 － (23億3,988万円)	旧金剛コロニー敷地内の給排水設備改修等のインフラ整備工事等を実施。
(2) 障がい者の就労を支援します。 ①障がい者ＩＴ就労支援事業	506万円 － (686万円)	庁内各室課で実施予定のＩＴ関連業務を、ＩＴステーションに委託することにより、障がい者テレワーカーの在宅就労を支援。
②大阪府ＩＴステーション事業	9,867万円 － (1億1,164万円)	ＩＴを活用した就労に直接結びつく事業を展開するＩＴステーションにおいて、就労相談から企業との就職マッチングまで総合的な支援を行い、在宅就労又は一般就労を見据えたトータルな取組みを実施。
③大阪府ハートフルオフィス推進事業	7,885万円 － (7,885万円)	軽易な事務作業を全庁から集約し、専任指導員のもと知的障がいのある非常勤職員が作業を行う「ハートフルオフィス」を設置するとともに、障がい特性に合わせ精神障がいのある非常勤職員を各所属に配置し、その業務経験を活かして一般就労移行を促進。(平成29年度36名雇用予定)
④障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業	1億1,246万円 － (1億1,246万円)	障がい者等が就労できるよう、障害者就業・生活支援センターに、生活支援ワーカー2名を配置し、別途配置される就業支援ワーカーとともに、就労面及び生活面で総合的に支援。

⑤工賃向上計画支援事業	2,715万円 — (2,691万円)	福祉施設で働く障がい者の工賃向上を図るため、施設の経営ノウハウや技術力向上等の支援を行うとともに、大量受注にも対応できるよう、施設の共同受注ネットワークの構築などの支援を実施。
(3) 発達障がい児者、重症心身障がい児者、高次脳機能障がい者、障がい児等への支援を推進します。 ①児童福祉施設事業 ②発達障がい児者総合支援事業 ③障がい児等療育支援事業 ④重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業	 85億6,791万円 — (76億6,618万円) 8,653万円 — (9,062万円) 747万円 — (747万円) 3,397万円 — (2,849万円)	 児童福祉法に基づく障がい児支援に要する施設入所（措置・契約）経費を支弁。 また、通所にかかる給付費について、都道府県の法定負担分を負担。 発達障がい児者のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を実施。 ア　発達障がい早期気づき支援事業 乳幼児健診体制の整備及び早期の気づきや診断に関わる人材の育成。 (144万円) イ　発達障がい者支援センター事業 アクトおおさかの運営。(3,351万円) ウ　発達障がい児者支援体制整備検討部会及びワーキンググループの運営 (93万円) エ　発達障がい児者地域支援体制整備事業 発達障がい児者を支援する関係機関の体制整備。(4,555万円) オ　ペアレントサポート事業 発達障がい児者の保護者支援の実施及び支援者の育成。(510万円) 在宅の障がい児（者）の地域生活を支援するため、放課後等デイサービス等の関係機関職員への相談・療育技術の指導、助言等を実施。 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支える地域ケアシステムの強化のため、医療機関への助成及び研修を実施。 ア　医療型短期入所整備促進事業 医療機関が空き病床を活用して短期入所により重症心身障がい児者を受け入れた場合に必要な経費の一部を助成。 (2,899万円)

		イ　在宅重症心身障がい児者支援者育成研修事業 　重症心身障がい児者の支援ができる訪問看護師等の人材育成を目的として、福祉制度等に係る講義及び重症心身障がい児者の支援体験の研修を実施。 （498 万円）
⑤重度障がい者在宅生活応援制度事業	3 億 9,522 万円 － (3 億 9,509 円)	障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する方々への在宅生活の推進とさらなる応援を目的として、重度障がい者と同居している介護者へ給付金を支給。
⑥高次脳機能障がい支援普及事業	967 万円 － (970 万円)	高次脳機能障がい者等に対し専門的な相談支援を実施するとともに、高次脳機能障がいの正しい理解を普及するために地域の実態把握や効果的な支援手法を検討。 　また、高次脳機能障がい者が身近な地域で医療や福祉サービスを受けることができるよう地域支援ネットワークを整備。
⑦障がい児者虐待防止支援事業	342 万円 － (342 万円)	障がい児者虐待防止の啓発を進めるとともに、市町村及び障がい福祉サービス事業所等に対する基礎研修に加え、市町村職員向けに専門研修を実施。 　また困難事例に対し専門職派遣を行う専門性強化事業を実施。
⑧こんごう福祉センター運営費 (旧金剛コロニー運営費)	3 億 2,634 万円 － (4 億 5,555 万円)	知的障がい児(者)に対し、共同生活の中でそれぞれの障がいの程度に応じ、自活に必要な保護・指導等を実施する施設を運営。
(4) 障がい者の社会参加や施設機能を充実します。 ①地域生活支援事業	 2 億 6,047 万円 － (2 億 5,720 万円)	 在宅障がい者の社会参加を促進するため、各種支援員の養成・派遣、生活訓練等の事業を実施。 ア　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 イ　盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 ウ　手話通訳者・要約筆記者派遣事業 エ　盲ろう者通訳・介助者派遣事業 オ　意思疎通支援者派遣連絡調整事業 カ　音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業 キ　日常生活支援事業

		ク　社会参加支援事業　　　　など
②障がい者交流促進センター運営費	2億3,118万円 ー (2億3,774万円)	障がい者の各種相談やスポーツ、レクリエーション活動などを通じて広く人々との交流や社会参加の促進を図る施設を運営。
③福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）整備事業	8,156万円 ー (0円)	平成32年度早期の供用開始に向け、新施設整備に必要な基本設計、実施設計及び既存建物の撤去工事を実施。
④砂川厚生福祉センター運営費	1億5,309万円 ー (1億5,838万円)	知的障がい者が地域社会で自立した生活を送れるよう必要な支援を行う施設を運営。
⑤稲スポーツセンター運営費	4,584万円 ー (4,560万円)	障がい者の社会参加促進のため、スポーツ・文化活動等の場として施設を運営。
⑥障がい者支援施設等整備事業	1億2,108万円 ー (1億7,047万円)	入所施設からの地域移行の促進及び重度障がい者の住居の確保等のため、社会福祉法人等に対し、障がい者施設等の整備・改修等に必要な経費を助成。
⑦障がい福祉施設機能強化推進事業	2億2,166万円 ー (2億2,269万円)	障がい児入所施設利用者のサービス向上等を図るため、施設機能強化推進費を障がい児施設に交付。 ア　利用者サービス向上支援 利用者のサービス向上のための専門スタッフを配置する施設を支援。(608万円) イ　医療型障がい児入所施設特別介護加算事業 重症心身障がい児の処遇向上に要する経費を助成。(2億1,558万円)
5) 障がい者総合支援制度の円滑な運営、障がい者差別の解消を推進します。 ①障がい者差別解消総合推進事業	2,085万円 ー (2,138万円)	障害者差別解消法並びに大阪府障がい者差別解消条例（平成28年4月施行）を踏まえ、相談等の体制整備や障がい理解を深めるための啓発活動の実施により、差別解消に取り組む。 ア　差別解消相談体制整備事業 「広域支援相談員事業」 身近な地域の相談機関における解決を

		支援し、広域的・専門的な事案を取り扱う広域支援相談員を配置。(1,481万円) 「大阪府障がい者差別解消協議会」 差別解消の取組みを審議、合議体を組織し、紛争事案や相談事案に対応。 (240万円) イ　府ガイドライン改訂 平成27年3月に策定した大阪府障がい者差別解消ガイドラインを改訂。 (53万円) ウ　出前講座事業 業界・分野における自主的な取組みを促す仕組みとして、企業等が自主的な研修に使用できる研修プログラム例等を検討・開発。(312万円)
②自立支援給付費等負担金	426億1,854万円 － (399億1,823万円)	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに係る自立支援給付費等を支給した市町村に対し、都道府県の法定負担分を負担。
③自立支援医療費（更生医療）給付費負担金	46億2,136万円 － (47億7,745万円)	障害者総合支援法に基づく更生医療に係る自立支援医療費を支給した市町村に対する都道府県の法定負担分を負担。
④重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	1億3,708万円 － (1億3,708万円)	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに係る自立支援給付費について、国庫負担基準を超過して訪問系サービスを提供した市町村に対し国補助金を活用し、財政支援を実施。
⑤総合支援制度推進事業	623万円 － (647万円)	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの適正な運用を図るため、市町村による介護給付費等の支給決定に係る不服申立ての審理を行うとともに、市町村による適正な制度運営を支援。
⑥市町村地域生活支援事業	23億9,625万円 － (23億7,323万円)	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的な事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。

2．子育てと家庭支援の推進について (1) 社会全体で子育てを支援します。		
①地域福祉・子育て支援交付金	19億9,086万円 － (19億9,086万円)	市町村が地域の実情に沿って「地域福祉」「子育て」及び「高齢」の各分野の事業を実施できるよう交付金を交付。
②地域福祉・子育て支援交付金「特別枠」	1億円 － (2億円)	市町村子ども・子育て支援事業計画等の目標達成に向け、市町村が取り組む事業を支援するため、交付金を交付。
③新子育て支援交付金	22億円 － (22億円)	市町村における乳幼児医療費助成をはじめとした子育て支援施策の充実を支援するため、交付金を交付。
④広域連携・官民協働による子育て応援事業	1,011万円 － (1,047万円)	企業と自治体が連携・協働した関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）により、子育て世帯を社会全体で応援するという機運を醸成。
⑤児童手当給付費	206億1,877万円 － (216億6,479万円)	次世代の社会を担う児童一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、児童手当を支給。
⑥施設型給付費等負担金	266億969万円 － (224億6,418万円)	市町村が支弁する民間認定こども園、民間保育所、小規模保育事業等における運営費用のうち、都道府県の法定負担分を負担。
⑦子育て支援人材確保事業	1,360万円 － (1,360万円)	子ども・子育て支援新制度における必要な保育士を確保するため、潜在保育士の就業を支援。
⑧保育対策総合支援事業等	4億2,912万円 － (2億7,377万円)	保育教諭確保のための資格取得支援事業や「待機児童解消加速化プラン」に関連する幼稚園における長時間預かり保育支援事業などの事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。
⑨子ども・子育て支援事業	58億2,346万円 － (60億9,507万円)	子ども・子育て支援新制度に基づき策定する「子ども・子育て支援事業計画」により、放課後児童クラブ（運営費補助）や地域子育て支援拠点事業などの事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。

⑩保育所等整備事業 【安心こども基金活用事業】	143 億 2,938 万円 － (134 億 6,101 万円)	待機児童解消のための民間保育所の創設・増築や老朽施設の改築による環境整備、認定こども園等の整備を行う市町村に対し必要な経費を助成。
⑪放課後児童クラブ施設整備事業（学童保育）	2 億 8,349 万円 － (2 億 3,812 万円)	学校余裕教室の改修や専用室の設置等、放課後児童クラブ整備等を行う市町村に対し必要な経費を助成。なお、平成 29 年度までを集中的整備期間として実施。
⑫放課後児童支援員等研修事業	609 万円 － (610 万円)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により、放課後児童支援員の要件として義務付けられた研修等を実施。
⑬大型児童館ビッグバン運営費	2,968 万円 － (3,645 万円)	子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進するなどの子どもの健全育成を図るための中核施設を運営。
⑭【一部新】地域少子化対策重点推進事業	2 億 2,304 万円 － (3,000 万円)	企業と自治体が連携・協働し、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図るため、新婚世帯やこれから結婚予定のカップルを対象に、協賛店舗で提示すると結婚等にかかる諸費用の優遇が受けられる「おおさか結婚応援カード」事業の実施や、市町村が実施する結婚支援等に対し必要な経費を助成。
⑮結婚新生活支援事業	3,407 万円 － (0 円)	低所得の新婚世帯の新生活に係る費用を経済的に支援する事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。
⑯【新】子どもの未来応援ネットワークモデル事業	1,236 万円 － (0 円)	子どもの貧困対策として、支援を要する子どもの発見から対策の実施、見守りまでをトータルでサポートするモデルを構築。
⑰子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	7,475 万円 － (0 円)	貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握を行い、支援体制の整備にむけた取組みを実施する市町村に対して交付金を交付。
(2) 児童虐待防止に全力をあげます。 ①【一部新】児童虐待防止対策の強化	 1 億 6,672 万円 調整中 (1 億 1,898 万円)	 増加・深刻化する児童虐待に対応するため発生予防、早期発見・早期対応、保護及び支援、人材育成などの事業を実施。

		ア　児童虐待対策費　※ 　改正児童福祉法への対応も含め、民間団体と連携した子ども家庭センターの体制強化や児童虐待防止のための広報啓発、市町村児童相談担当者等に対する研修及び再発防止のための家族再統合事業等を実施。(1億2,510万円) ※一部部長後調整要求中 イ　児童虐待対応体制強化事業費 　児童の安全確認を適切かつ円滑に行うため、子ども家庭センターに警察官ＯＢを配置。(4,162万円)
②子ども家庭センター運営費	2億7,036万円 － (2億5,390万円)	児童・家庭に関する相談、児童の施設等への措置及び一時保護等を行うとともに被虐待児のこころのケアを実施。
(3) 援護を要する子どもと家庭を支援します。 ①児童福祉施設事業（措置費）	 84億7,873万円 － (81億3,319万円)	 児童福祉法に基づく要保護児童への援助等に要する施設入所経費を支弁。
②修徳学院運営費	1億2,397万円 － (1億1,864万円)	家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、必要な生活指導、学習指導、作業指導及び家庭環境の調整等を行う施設を運営。
③子どもライフサポートセンター運営費	8,370万円 － (7,849万円)	家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童等を入所させ、必要な指導を行う施設を運営。
④学習支援事業	2,075万円 － (2,640万円)	委託一時保護児童等の学習環境を整備するため、児童養護施設等での学習支援を実施。
⑤里親委託推進事業	5,796万円 － (1,875万円)	里親制度の普及と里親への委託促進を図るため、新規里親の開拓や里親への研修等を実施。
⑥【一部新】施設退所児童の自立支援事業	1,539万円 － (1,154万円)	児童福祉施設等をこれから退所する又は既に退所した児童に対し、自立支援対策を実施。

⑦母子家庭等就業・自立支援センター事業	1,475万円 － (1,475万円)	ひとり親家庭等に対して、職業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供。
⑧ひとり親家庭等日常生活支援事業	380万円 － (228万円)	ひとり親家庭等が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣。
⑨ひとり親家庭等生活向上事業	2,137万円 － (796万円)	ひとり親家庭等の親が生活の中で直面する諸課題の解決や子どもの生活・学習支援等を図るため、総合的な支援を実施。
⑩母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	2,012万円 － (2,087万円)	就業に役立つ資格等の習得により、ひとり親家庭の親の自立支援のための給付を実施。
⑪女性相談センター等運営費	1億6,575万円 － (1億7,005万円)	ＤＶ相談をはじめ、女性に対する様々な相談、支援、一時保護等を実施。
⑫女性自立支援センター運営費	1億8,694万円 － (1億9,188万円)	様々な事情により自立して生活することが困難な女性に対する支援を実施する施設を運営。
３．高齢者福祉の推進について (1) 介護保険制度等を計画的に推進します。 ①介護給付費負担金	970億7,273万円 － (930億404万円)	介護保険法に基づき、保険者(市町村等)の介護給付及び予防給付に要する費用(標準給付費）のうち、都道府県の法定負担分を負担。
②地域支援事業交付金	22億4,042万円 － (22億424万円)	介護保険制度において、要支援・要介護状態になる前からの介護予防の推進、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から行う「地域支援事業」(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）の実施に必要な経費のうち、都道府県の法定負担分を負担。
③低所得者保険料軽減負担金	5億3,167万円 － (5億2,674万円)	介護保険料段階が第１段階の低所得者に対し、介護保険法に基づき、保険者（市町村等）が行う保険料軽減措置に要する費用

		のうち、都道府県の法定負担分を負担。
④低所得者利用者負担対策事業	2,929万円 － (2,674万円)	低所得者が必要な介護保険サービスを受けられるよう負担軽減措置を実施。 ア　障がい者訪問介護利用者支援措置事業 障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者が介護保険制度の適用を受けることになった場合の利用者負担の軽減措置を講じている保険者（市町村等）に対し必要な経費を助成。(106万円) イ　社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業 低所得者で特に生計が困難な者に社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行い、それに対し支援を行った保険者（市町村等）に対し必要な経費を助成。 (2,824万円)
⑤地域福祉・子育て支援交付金（再掲）	19億9,086万円 － (19億9,086万円)	市町村が地域の実情に沿って「地域福祉」「子育て」及び「高齢」の各分野の事業を実施できるよう交付金を交付。
⑥高齢者地域活動促進費	9,520万円 － (9,520万円)	高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、市町村が老人クラブを通じて実施する地域の見守り活動や介護予防等の取組み並びに府老人クラブ連合会の活動に対して必要な経費を助成。
⑦高齢者虐待対応推進事業	598万円 － (649万円)	高齢者虐待防止の啓発を行うとともに、市町村に対し個別事例への対応や高齢者虐待防止体制の構築を支援。
⑧【一部新】地域医療介護総合確保基金事業（高齢者福祉事業）	9,389万円 － (4,845万円)	大阪府地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材育成や、多様な人材参入促進を図ることを目的として実施。 ア　生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ養成研修事業 高齢者の生活支援、介護予防ｻｰﾋﾞｽの体制整備を推進のため市町村に配置する生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを養成。(160万円) イ　地域包括ケア等充実・強化支援事業 地域包括ｹｱｼｽﾃﾑを確実に構築するための研修を実施。(42万円) ウ　認知症ケア人材育成研修事業 認知症者に対する医療及び介護技術の向上のため、事業開設者や事業管理者等に実践的研修を実施。(2,665万円)

		エ　介護人材育成確保支援事業 介護人材確保・育成・定着を図る事業に取り組む事業者を支援。(1,686万円) オ　介護予防の推進に資する指導者育成事業 地域包括支援ｾﾝﾀｰや介護職員等と連携し、通所、訪問の自立支援型介護予防の取組みを推進するためのアドバイザー及び介護予防リーダーの養成研修等を実施。(540万円) カ　介護職員キャリアアップ研修 介護施設での看取り支援の充実及びフィジカルアセスメントの習得のための研修の実施。(225万円) キ　大阪ええまちプロジェクト 支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向け、地域に潜在している多様な主体を担い手として掘り起す等、総合的に市町村を支援。(2,394万円) ク　住まい系介護サービス事業所の雇用管理改善事業 事業所の組織的対応力を向上させるため、高齢者住まいにおける「経営・組織力向上セミナー」等を実施。(883万円) ケ　介護支援専門員法定外研修支援事業 主任介護支援専門員等を対象にした地域性を踏まえた法定外研修の実施促進のためのﾏﾆｭｱﾙ作成等を実施。(236万円) コ　大阪府広域医療介護連携事業 医療介護連携の質的向上ため、広域連携の枠組み構築支援や退院調整にかかるモデル事業を実施。(558万円)
(2)介護基盤の計画的な整備等を実施します。 ①老人福祉施設等整備助成費	15億182万円 － (15億324万円)	社会福祉法人に対し、老人福祉施設の整備に必要な経費を助成。
②軽費老人ホーム運営助成費	19億7,200万円 － (20億3,030万円)	社会福祉法人が設置する軽費老人ホームに対し、運営費を助成。
③地域医療介護総合確保基金事業（高齢者施設事業）	67億5,603万円 － (42億8,093万円)	大阪府地域医療介護総合確保基金を活用し、地域包括ケアシステムの構築のため、介護保険事業支援計画に基づき、介護施設等整備に必要な経費を助成。

４．福祉基盤整備の推進について (1) 地域でのセーフティネットの充実を支援します。 ①地域福祉・子育て支援交付金（再掲）	19億9,086万円 － (19億9,086万円)	市町村が地域の実情に沿って「地域福祉」「子育て」及び「高齢」の各分野の事業を実施できるよう交付金を交付。
②大阪後見支援センター運営事業	2億8,977万円 － (2億8,700万円)	認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」等を実施する大阪後見支援センターの運営等に必要な経費を助成。
③【新】「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクト	53万円 － (0円)	「民生委員・児童委員」の活動を広く周知し、認知度の向上と将来の担い手確保を図るため、全国初の大学生を対象とした体験型インターンシップ・プログラムを実施。
(2) 福祉人材の確保・定着を推進します。 ①【一部新】地域医療介護総合確保基金事業 （地域福祉事業・指導監査事業）	2億9,986万円 － (4億9,298万円)	大阪府地域医療介護総合確保基金を活用して、介護人材の確保及び定着・育成に戦略的に取り組む。 ア　介護人材確保・職場定着支援事業 (2億1,676万円) 「マッチング力の向上事業」 地域関係機関との連携強化により、地域ぐるみで人材の円滑な参入を促進するとともに、平成29年4月1日施行予定の離職した介護福祉士等の届出制度の周知及び再就職支援を実施。 (9,062万円) 「参入促進・魅力発信事業」 職場体験の実施及び教育関係機関との連携強化により、高校生等へ福祉の魅力を発信。(1,460万円) 「介護職員初任者研修受講支援事業」 介護従事者のすそ野を拡げるため介護職員初任者研修の受講を支援。 (2,956万円) 「代替職員確保による実務者研修支援事業」 介護施設の職員が介護福祉士国家試

		験の受験に必要な実務者研修を受講する間の代替職員の確保を支援。 (6,208万円) 「職員の資質向上・職場定着支援事業」 小規模事業所において介護職員の資質の向上を図る体制づくりを支援。 (1,990万円) イ　介護情報・研修センター事業 介護・福祉等の専門職員等を対象とした福祉用具・住宅改修等に関する研修や情報提供、専門相談を実施。 (1,199万円) ウ　職員研修支援事業 民間社会福祉・事業所職員を対象とした研修を実施。(3,840万円) エ　権利擁護人材育成事業 市町村が実施する市民後見人の養成等に係る補助及び権利擁護に係る相談体制の整備を通じて府全域における権利擁護人材の資質向上を推進。 (3,271万円)
(3) 生活困窮者の自立を支援します。 ①生活困窮者自立支援事業費	6,130万円 － (5,988万円)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、府内郡部に係る自立相談支援事業、住居確保給付金及び就労準備支援事業等すべての任意事業を実施。
(4) 医療保険制度の安定的な運営を支援します。 ①国民健康保険制度	1,120億8,786万円 － (982億3,936万円)	国民健康保険法に基づき、支援を実施。 ア　財政調整交付金 保険給付費等の9％相当を支援。 (512億7,624万円) イ　保険基盤安定事業費負担金 保険料負担が難しい低所得者に行う保険料軽減措置に対する支援(3/4負担)等。(381億9,827万円) ウ　高額医療費負担金 高額な医療費の発生による財政への急激な影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える部分について支援（1/4負担)。(77億8,876万円)

		エ　財政安定化基金設置運営費 平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、保険財政の安定化に資するため、給付増や保険料収納不足による財源不足となった場合等に、府及び市町村の特別会計に対し、貸付・交付を行うことができるよう基金を積み増し。 (137億6,491万円)。 オ　特定健診・特定保健指導事業 保険者（市町村国保）が行う生活習慣病に関する健康診査等に対して支援(1/3負担)。(10億5,968万円)
②後期高齢者医療制度	1,055億8,530万円 － (1,002億7,174万円)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、支援を実施。 ア　医療給付費負担金（1/12負担） (839億3,231万円) イ　保険基盤安定事業費負担金 保険料負担が難しい低所得者に行う保険料軽減措置に対する支援（3/4負担）。(160億4,332万円) ウ　高額医療費負担金 高額な医療費の発生による財政への急激な影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える部分について支援（1/4負担)。(56億966万円)
(5) その他 ①福祉医療費助成制度	200億4,532万円 1億5,663万円 (196億1,924万円)	重度障がい者(児)、ひとり親家庭、乳幼児等の医療費を助成する市町村を支援（1/2補助）し、対象者の医療のセーフティネットを確保（検討中)。 ※一部部長後調整要求中 ア　老人医療費助成事業 65歳以上の重度障がい者等を対象に実施。(78億5,557万円) イ　身体障がい者及び知的障がい者医療費助成事業 1・2級の身体障がい者手帳所持者、重度の知的障がい者等を対象に実施。 (53億2,614万円) ウ　ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭の18歳年度末までの子と親又は養育者を対象に実施。 (33億5,089万円) エ　乳幼児医療費助成事業

		就学前児童を対象に実施。 （35億1,272万円） なお、府補助基準以上については、新子育て支援交付金で市町村支援を実施。
②生活保護給付費	59億　229万円 － （59億6,541万円）	生活保護法に基づく保護の実施に要する経費について、必要な経費を支弁するとともに、都道府県の法定負担分を負担。 ア　府費負担金 市町（政令市・中核市除く）が居所不明者の保護の実施に要した経費を負担。 （25億7,828万円） イ　扶助費 府が福祉事務所を設置する町村区域の保護の実施に要する経費を支弁。 （33億2,402万円）
③臨時福祉給付金等給付事業	437万円 － （832万円）	「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給にあたり、本事業の実施主体となる市町村に対し、引き続き連絡調整等の支援を実施。

平成28年度一般会計補正予算(第6号)要求状況主要事業概要
(福祉部)

上段　平成28年度第6号補正予算案額
中段　平成28年度現計予算額
下段　平成28年度第6号補正後予算案額

事　業　名	事業費	摘　　要
1．子育てと家庭支援の推進について (1) 社会全体で子育てを支援します。 ①保育人材確保事業	9億5,441万円 3億6,270万円 13億1,711万円	増大する保育ニーズに対応するため実施する保育人材の確保のための貸付事業について、再就職準備金貸付の拡充等を実施。
2．福祉基盤整備の推進について (1) 福祉人材の確保・定着を推進します。 ①介護福祉士修学資金等貸付事業	7,509万円 0円 7,509万円	離職した介護人材のうち一定の経験を有する者が介護職員として再就職するための貸付事業を拡充。

資料２

平成２９年２月定例府議会提出予定議案の概要

（福祉部）

１．事件議決案（１１件）

件　名	概　要
不動産の無償譲渡の件	府立金剛コロニー再編整備計画に基づく府立障がい者支援施設の廃止に伴い、用途廃止する府立障がい者支援施設建物の一部を社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団へ無償譲渡するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。 【不動産の種別等】建物　2,417.97 ㎡ 【相手方】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団
指定管理者の指定の件	公の施設に係る指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定する旨議決を求める。 大阪府立金剛コロニー（こんごう福祉センターに改称予定） 【指定期間】平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで 【指定する団体】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団
大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 28 万 2,000 円のうち回収不能となった 25 万 1,100 円及び当該貸付金に係る遅延損害金
大阪府立身体障害者福祉センターに係る支援費自己負担金に関する債権放棄の件	大阪府立身体障害者福祉センターに係る支援費自己負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】回収不能となった 2 万 9,500 円及び当該負担金に係る遅延損害金
大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件	大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】回収不能となった 125 万 3,050 円及び当該掛金に係る遅延損害金
大阪府障害者扶養共済制度年金過払金返還金に関する債権放棄の件	大阪府障害者扶養共済制度年金過払金返還金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】回収不能となった 2 万 5,000 円及び当該過払金に係る遅延損害金

高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権放棄の件	高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第1項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 81 万 1,080 円のうち回収不能となった 65 万 5,623 円
大阪府婦人更生資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府婦人更生資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 173 万 9,184 円のうち回収不能となった 166 万 4,255 円
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 1,118 万 1,347 円のうち回収不能となった 873 万 1,490 円及び当該貸付金に係る遅延損害金
大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 990 万円のうち、回収不能となった 907 万 2,963 円及び当該貸付金に係る遅延損害金
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を 1 年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。 【変更内容】 (改正前) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (改正後) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2．条例案
（新規制定　1件）

件　　名	概　　要
大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例	言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。 【施行予定期日】公布の日

（一部改正　８件）

件　　名	概　　　　要
大阪府立金剛コロニー条例の一部を改正する条例	大阪府立金剛コロニーの障がい者支援施設を廃止し、福祉型障がい児入所施設等に再編することに伴い、当該施設の名称を「こんごう福祉センター」に改称し、設置目的の改正を行う。 【施行予定期日】平成 29 年４月１日
大阪府附属機関条例の一部を改正する条例	「大阪府立金剛コロニー」の施設名称の変更に伴い、所要の改正を行う。（こんごう福祉センターに改称予定） 【施行予定期日】平成 29 年４月１日
大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援Ａ型事業者が利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供することが義務付けられたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 ２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援Ａ型事業者が定めるべき運営規程に、生産活動の内容、利用者の労働時間並びに賃金及び工賃が追加されたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成 29 年４月１日
大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援Ａ型事業者が利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供することが義務付けられたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 ２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援Ａ型事業者が定めるべき運営規程に、生産活動の内容、利用者の労働時間並びに賃金及び工賃が追加されたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成 29 年４月１日
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を	１　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、指定放課後等デイサービスの人員配置基準について、従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士とすることとされたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。

定める条例の一部を改正する条例	2　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、指定放課後等デイサービス事業者がサービス内容の自己評価及び改善の内容の公表をすることが義務付けられたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成29年4月1日
大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法改正により、情緒障害児短期治療施設が児童心理治療施設に名称変更となったため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成29年4月1日
大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	社会福祉法の一部改正による条ずれに伴い、規定整備を行う必要があることから、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成29年4月1日
大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1　社会福祉法の改正により、新たに追加された事務について、大阪版地方分権推進制度に基づき、町村の同意を得て、該当する町村が処理することとするため、所要の改正を行う。 2　大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく事務について、希望する市町村に対し、同市町村の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） ②社会福祉事業（老人福祉センターを経営する事業）開始の届出の受理等（社会福祉法第69条第1項等） ③幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 ④幼保連携型認定こども園の認可等 （③・④就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） 【施行予定期日】 1・2②　　平成29年4月1日 2①③④　　平成29年7月1日

３．報告案（２件）

件　　　名	概　　　要
債権放棄報告の件	福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 59 号）第 6 条第 3 項の規定により次のとおり放棄したので、同条第 4 項の規定により報告する。 １　大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金 【件数】12 件 【放棄した債権】6 万 5,500 円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】平成 29 年 1 月 18 日 ２　大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金 【件数】1 件 【放棄した債権】8,672 円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】平成 29 年 1 月 11 日 ３　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 【件数】4 件 【放棄した債権】当該貸付金に係る遅延損害金 20,333 円 1 万円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】平成 29 年 1 月 11 日
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起の専決処分の件	母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。 訴えの提起 【件　数】13 件 【専決日】平成 29 年 1 月 20 日

待機児童解消に向けた取組みについて

資料3

■待機児童数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
4月	一般市町村	604 人	681 人	461 人	599 人	801 人
	政令・中核市	1,446 人	709 人	663 人	766 人	633 人
	合計	2,050 人	1,390 人	1,124 人	1,365 人	1,434 人
10月	一般市町村	1,915 人	1,761 人	1,470 人	1,734 人	
	政令・中核市	3,573 人	1,508 人	1,696 人	1,615 人	
	合計	5,488 人	3,269 人	3,166 人	3,349 人	

■待機児童解消に向けた主な取組み

▼保育所整備をはじめとする保育の量的拡大

・安心こども基金を活用した保育所等の整備　H29年度当初　14,329,377千円
H24～28年度の5年間で14,012人分の保育の拡大（予定を含む）
H29年度は8,298人拡大見込み
・認定こども園への移行支援
すべての公私立の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、約2割が認定こども園（H28年4月現在）
・事業所内保育施設の設置促進　H29年度当初　4,805千円
コーディネーターを配置し、設置を検討している企業への相談支援　＊商工労働部で予算計上
企業主導型保育事業について、府内では33施設で事業が認められ、753名分の受け皿が整備される予定（H29年1月17日時点）

▼既存ストックの活用

・府営住宅空室を活用した小規模保育事業（島本町(H28.11開設)、交野市（H29.4開設予定））
・小中学校余裕教室の活用（豊中市、岬町など）
・豊中市営公園での保育所整備（豊中市羽鷹池公園、ふれあい緑地）
※国土交通省において、今夏から全国展開予定

▼保育士の確保

・国家戦略特別区域限定保育士試験の実施による新たな保育士確保
H28年度は合計1,357人が合格（うち、地域限定保育士試験合格者448人）
・保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の掘り起し　H29年度当初　13,602千円
就職人数約100人（H28年12月末現在）、登録者延1,344人（H28年12 月末現在）
・保育士修学資金など5貸付事業による新規人材確保　H28年度2月補正後(累計)3,377,346千円
保育士修学資金、保育補助者雇上支援、保育士の保育所復帰支援、再就職支援、子どもの預かり支援

■国家戦略特区を活用した待機児童解消に向けた取り組み　※提案中

○特区提案の概要

▼「保育支援員」の創設を目指す

職員配置基準内に位置付けられる保育人材として「保育支援員」を創設
保育支援員は、将来的に保育士へのステップアップを予定した人材を想定

▼保育に従事する人員の配置基準の緩和

今は保育士と幼稚園教諭等しか認められていない「最低基準」そのものに「保育支援員」を位置づけ

▼保育所等の面積基準の緩和

面積基準の弾力化対象については、すべての年齢児を対象として保育室等の面積基準を1.65㎡若しくは1.98㎡に緩和

▼保育所等の採光基準の緩和

衛生及び安全の確保を前提として、「採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合」を緩和

▼情報公開・ガバナンス改革

「保育の質の担保」「保育士の処遇改善」を見える化

○これまでの動き

▼国家戦略特別区域会議での議論

平成28年5月10日　関西圏国家戦略特別区域会議において待機児童解消策を提案
平成28年8月30日　関西圏国家戦略特別区域会議において早期の検討を要請
平成28年12月22日　国家戦略特区ワーキンググループにおけるヒアリング

▼新たな保育人材のあり方検討部会

大阪府子ども施策審議会に新たな保育人材のあり方検討部会を設置し、11月7日に、新たな保育人材の役割、必要なスキルや育成方法等についての提言を受けた。

▼市町村との意見交換の場の設定（市町村WG）

特区提案の内容に賛同する市町村と意見交換の場（市町村ＷＧ）を設け、これまで4回開催し、基準緩和の内容や期待される効果などを検討した。

＜参考：国の取組み＞

・待機児童解消加速化プランの前倒し
整備目標を前倒し上積みし、平成29年度末までに40万人分から50万人分に
・緊急対策の実施（平成28年4月7日付け通知）
規制の弾力化や人材確保、施設整備費支援の拡充、企業主導型保育事業の積極的展開等
・保育の受け皿拡大、多様な保育の充実、保育人材確保のための総合的な対策として、H29年度当初予算案に1013億円を計上

平成28年度　大阪府子どもの生活に関する実態調査　中間とりまとめ概要

資料４

実態調査　概要

（１）調査目的

府域における子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、子ども・保護者向け調査を実施。

（２）調査概要

調査対象	小学5年生・その保護者（4000世帯）／中学2年生・その保護者（4000世帯）
調査方法	調査票を郵送配布・郵送回答 13市町（＊）を除く地域の住民基本台帳より無作為抽出した8000世帯に対して、調査票を郵送し、回答を得た。 ＊7・8月実施　大阪市、門真市、八尾市、豊中市 9月実施　吹田市、枚方市、交野市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市、能勢町 ＊府と13市町を合わせた回収率：小学5年生・中学2年生　回収率　62．5％（50，100人／80，114人） 保護者回収率　62．0％（49，658人／80，114人）
実施時期	平成28年7月1日～7月19日
回収率・回収数	小学5年生　34.2％（回収数1，369／4，000人） 小学5年生の保護者　34.3％（回収数1，373／4，000人） 中学2年生　30.3％（回収数1，213／4，000人） 中学2年生の保護者　30.5％（回収数1，218／4，000人）

（３）当該調査結果における困窮の程度の示し方（※府実施３０市町村）

単純集計結果を公表（平成２８年１０月）後、保護者からの回答の世帯所得から等価可処分所得（世帯人員一人あたりに調整した額）を試算し、困窮の程度を４つの層に分類。

	区分	比率
中央値以上	等価可処分所得中央値（274万円）以上の層	50．1％
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満から60％（164万円）以上の層	30．5％
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の50％（137万円）以上60％（164万円）未満の層	7．1％
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の50％（137万円）未満の層（＝貧困線未満）	12．3％

【参考】困窮度

←（等価可処分所得）低い　　高い→

困窮度Ⅰ	困窮度Ⅱ	困窮度Ⅲ	中央値以上

中央値の50％のライン（＝貧困線）　中央値の60％のライン　中央値のライン

今後の予定

- 平成２９年３月末に最終まとめ（府内４３市町村）を行う予定。
- 今年度中にとりまとめた結果は、平成２９年度以降の取組みの検討に活用する。

中間とりまとめ　概要

調査結果

１．家計・収入に関すること

■ひとり親世帯（母子・父子世帯）の所得状況が厳しい

○世帯収入合計額の分布（2015年の１年間の状況）

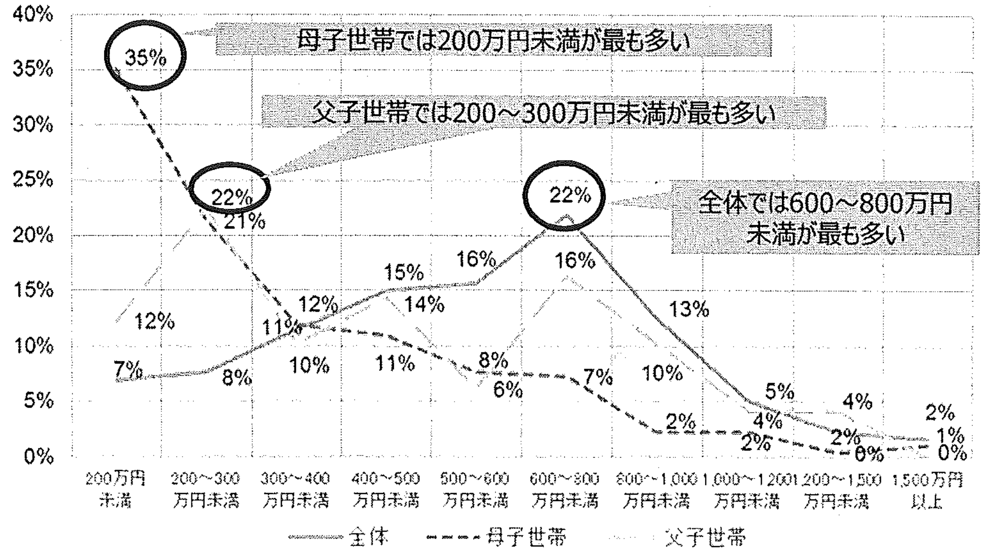

■困窮度が高いほど、子どもに関して経済的にできなかったことが多い

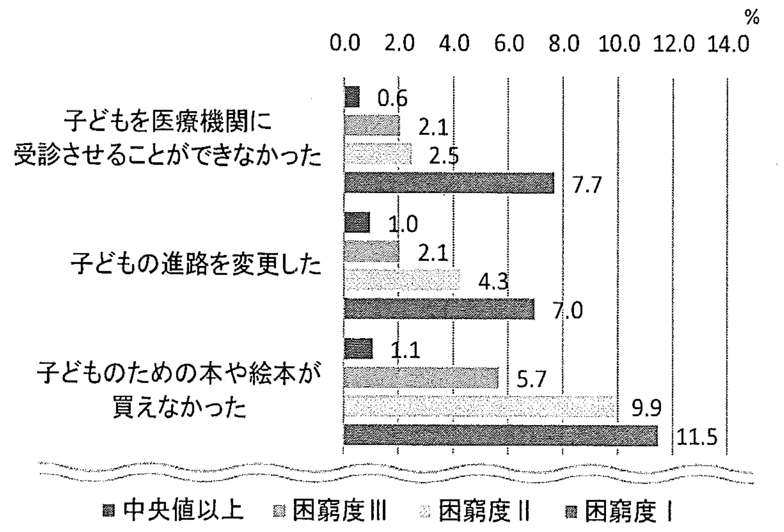

一部抜粋

現行施策及び課題、取組みの方向性

■現行施策

ひとり親世帯、生活困窮者を対象に様々な手当・給付金・貸付金制度などにより支援

児童手当、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活困窮者自立支援制度、福祉医療費助成・新子育て支援交付金　など

■課題

・ひとり親世帯が経済的に厳しい状況にあることや困窮世帯が本来受けられる支援（医療費助成等）を受けていないことが考えられる。

■取組みの方向性

＊困窮世帯に対する経済的支援策などの周知

＊支援を要する人を早期に把握するため、公的機関や学校のほか地域における見守り等により支援につなぐ仕組みを構築
【⇒伴走型支援の手法検討】

＊経済的に厳しい状況に対応するため、関係機関が相互連携しながら重層的に構成されている既存事業のセーフティネットを効果的に活用して支援【⇒セーフティネットでしっかりと支援】

調査結果	現行施策及び課題、取組みの方向性

2.親の就業に関すること

■母子世帯の８割が等価可処分所得の中央値に満たない

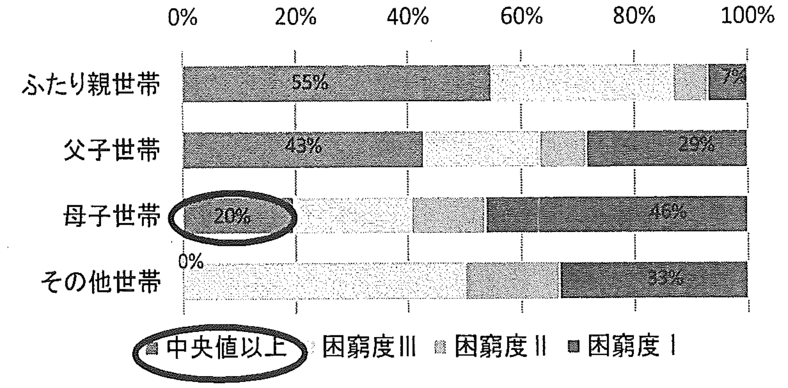

■非正規に占める母子世帯の割合が高い

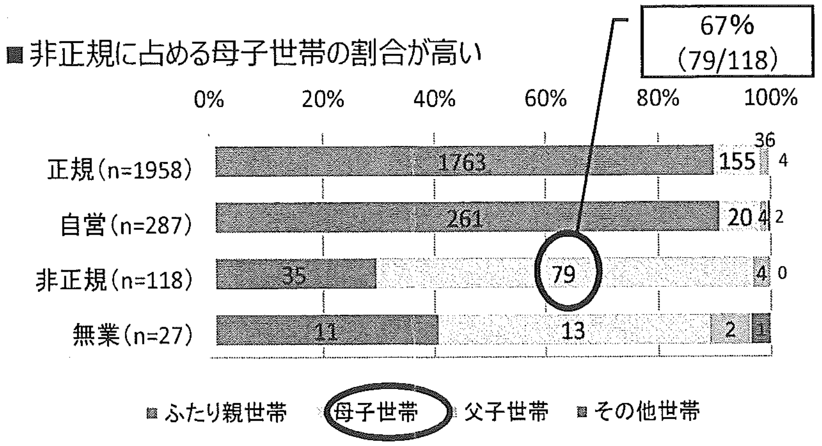

■現行施策

・就業支援について、職業紹介をはじめ、就業相談や給付金・貸付金制度など、様々な取組みにより支援を実施

OSAKAしごとフィールド、高等職業技術専門校民間委託訓練、母子家庭等就業・自立支援センター　など

■課題

・特に母子世帯では経済的に厳しい状況

・非正規に占める母子世帯の割合が67%となっている。

■取組みの方向性

＊経済的な自立につながるよう、資格の取得などを支援

＊多様な就職情報を提供する機会を創出

＊支援制度の周知

3.食事に関すること

■おうちの大人のひとと一緒に朝食を週に２～３回以下しか食べていない割合が全体的に３～４割

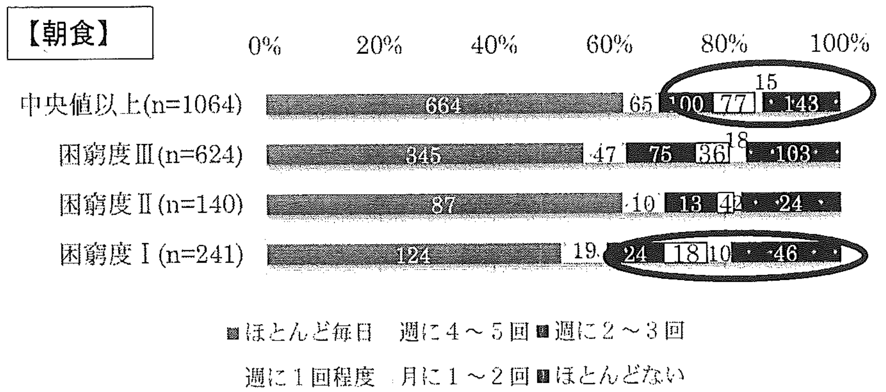

■おうちの大人のひとと一緒に夕食を週に２～３回以下しか食べていない割合が全体的に約１割

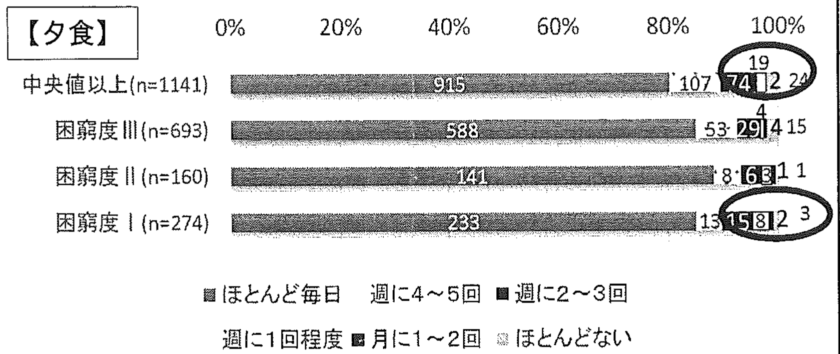

■現行施策

・第２次大阪府食育推進計画においては乳幼児期から高齢期までを通じた食育推進の取組みを位置づけ、生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに向けた取組みを推進しており、特に子どもから若年期に重点をおいた取組方針の一つに共食を位置づけ、子どもへの食育を推進していく大切な時間や場であると考え、家族との共食を可能な限り推進。

■課題

・夕食について、週に２～３回以下しか大人と一緒に食べていない子どもが中央値以上で約１割

・朝食を週に２～３回以下しか大人と一緒に食べていない子どもは中央値以上で約３割で、夕食に比べて割合が高い

■取組みの方向性

＊健全な食生活を確立するためには、個人や家庭で実践することが大切であるが、それだけで実現するのは難しい状況を踏まえ、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進。

4.子どもの教育に関すること

■困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が少ない

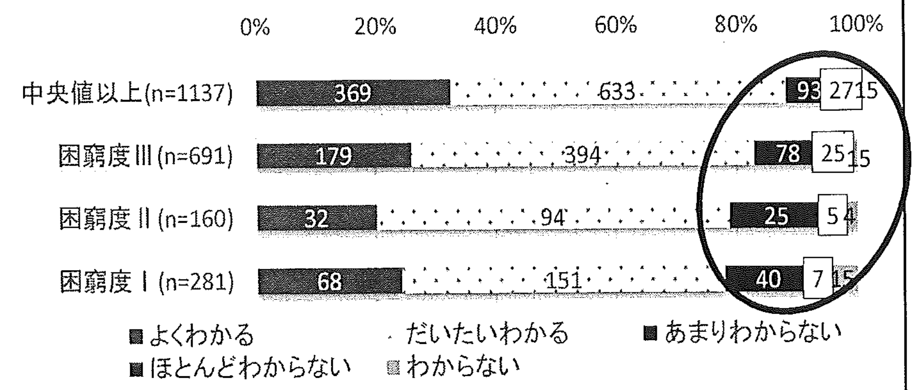

■困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が多い

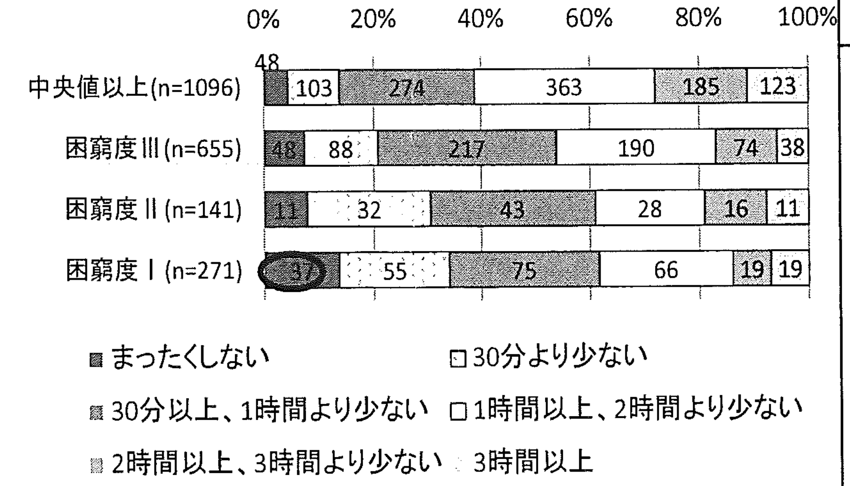

■現行施策

・学校教育における学力保障

・進学や就学継続への経済的支援

スクール・エンパワーメント推進事業、SSW配置事業、SC配置事業、中退防止対策の推進、私立高等学校等授業料支援補助事業など

■課題

・経済的に困窮している世帯ほど子どもの教育にかかる環境が整っていない。

■取組みの方向性

＊進学選択が可能となるように、奨学金制度等の周知・利用促進を引続き行うとともに、就学が継続できるよう経済的支援を行う。

＊中退防止対策として、作成した事例集の活用を図るとともに、効果的な取組みについてフォーラムを通じて府立高校に全体化する等、中退防止の取組みを進める。

＊放課後における学習支援の機会の提供の充実を図る。

⇒H29年度

【拡充】学習支援事業　※新子育て支援交付金（優先配分枠）

（居場所機能を持った学習支援のほか、塾代助成など対象の子どもの実情に合わせた取組みにも対象を拡大）

【新規】私立中学校等修学支援実証事業（教育庁）

【拡充】小中学校生徒指導体制推進事業（教育庁）

調査結果		現行施策及び課題、取組みの方向性

5.子どものつながりに関すること

■放課後ひとりでいる子どもについては、困窮度との関連性が見られない

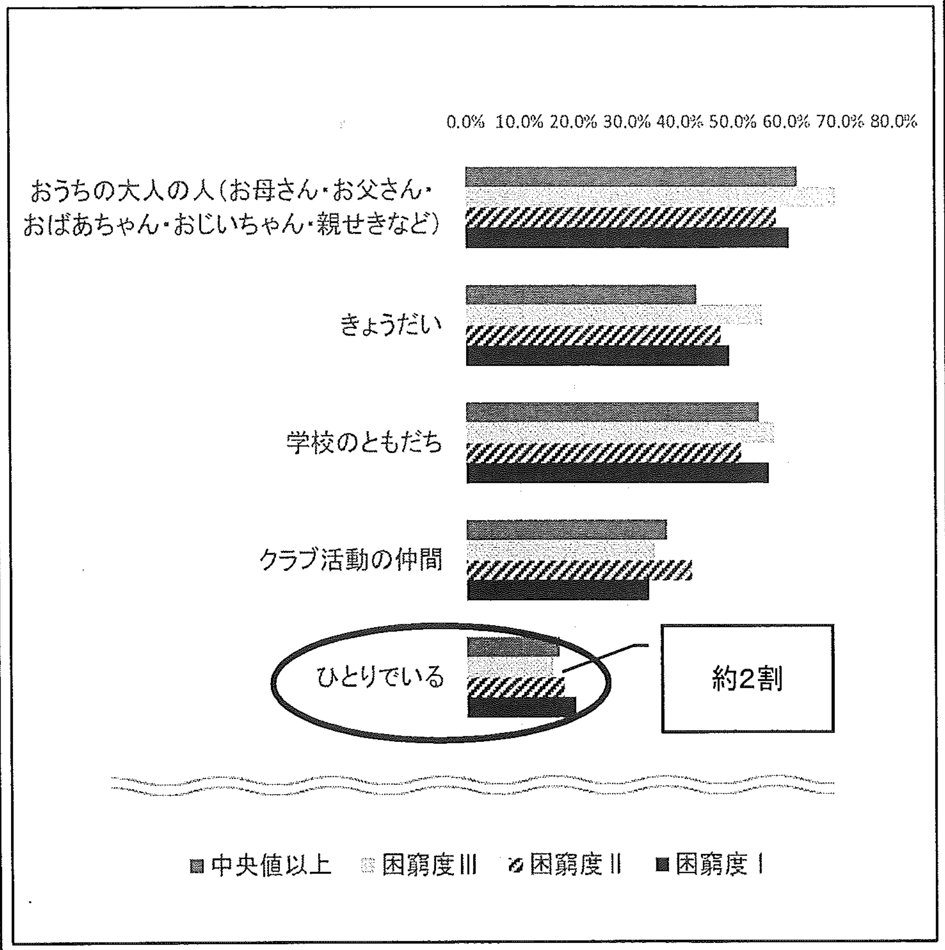

■だれにも相談できない（したくない）は、困窮度との関連性は見られない

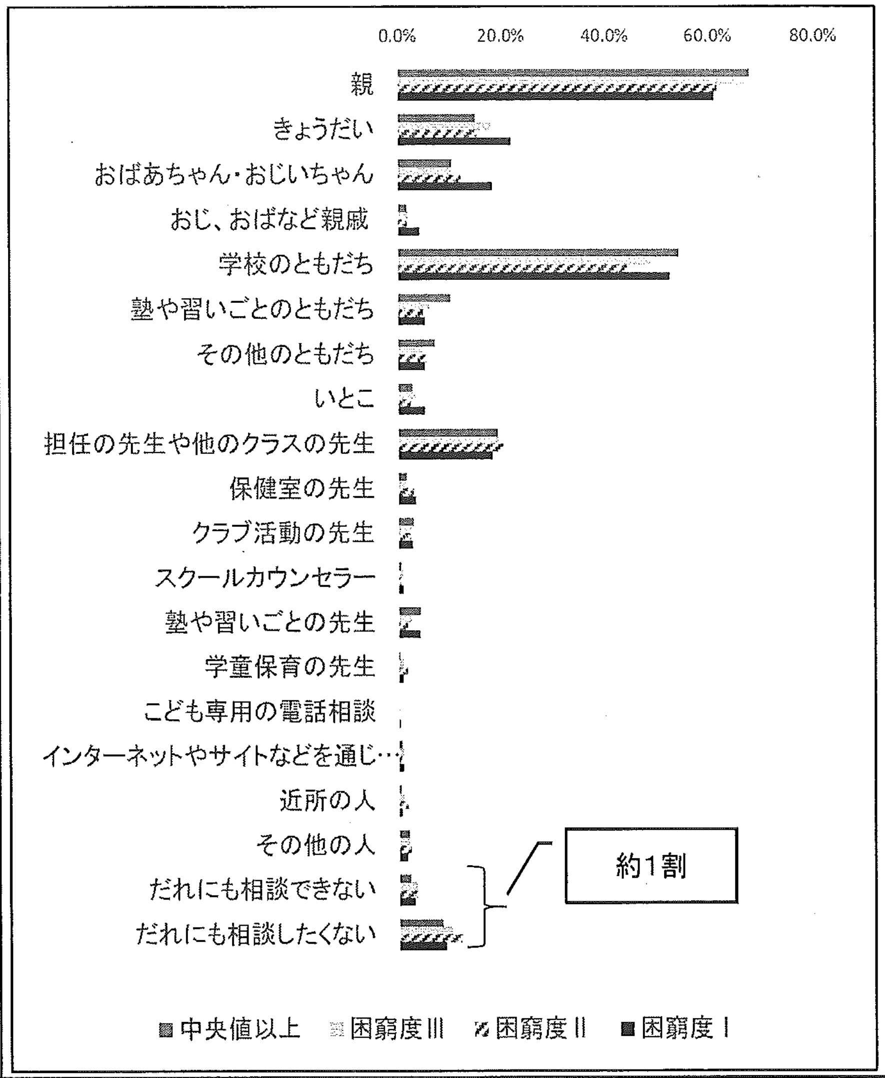

■現行施策
・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進め、これらの取組みを通じて、すべての就学児童がいきいきと活動できるよう多様な居場所を確保している。
・また、中退や不登校の防止のため、高校内に生徒が安心できる居場所を開設
・さらに支援を要する子どものための学習支援等の実施
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、教育コミュニティづくり推進事業、高校内におけるプラットフォームの構築、ひとり親家庭等生活向上事業、新子育て支援交付金（子どもの貧困対策事業、居場所づくり事業）、学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）など

■課題
・放課後ひとりでいる子どもが全体として約２割
・誰にも相談できない（したくない）子どもが全体として約１割

■取組みの方向性
＊学校や地域で支援を要する子どもを発見し、支援につなぎ、見守る体制を強化し、セーフティーネットでしっかりと支える仕組みの構築が必要。【⇒学校という場を介したプラットフォームの構築】
＊中退防止や不登校生徒支援として、生徒の課題の早期発見に向けた取組みを進めていく。【⇒高校内におけるプラットフォームの充実】
＊孤食等に対する取組みとして地域での「子ども食堂」など子どもが安心できる居場所づくりに向け取り組む。
【⇒身近な市町村での取組みが進むよう支援の検討】

⇒H29年度

【新規】子どもの未来応援ネットワークモデル事業
（子ども及び保護者のトータルサポート支援）

【拡充】子どもの居場所づくり
※新子育て支援交付金（優先配分枠）
（家庭などに居場所がない子どもに対して、地域において気軽に立ち寄れ、食事の提供などを行う居場所の整備を行う市町村に対して支援）

【拡充】ひとり親家庭等自立支援事業
（ひとり親家庭の父母等が一時的に日常生活を営むにあたり支障が生じている際に、家庭生活支援員を派遣するとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組みなどを支援）

【新規】課題早期発見フォローアップ事業（教育庁）

6.親への相談支援に関すること

■保護者の相談相手については、公的機関への相談割合が低い

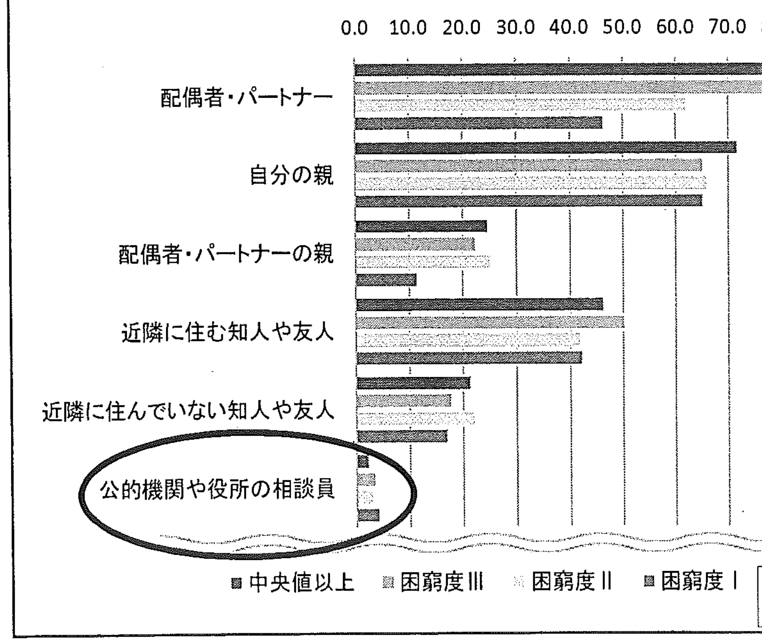

一部抜粋

■困窮世帯でも就学援助を受けたことがない世帯がある

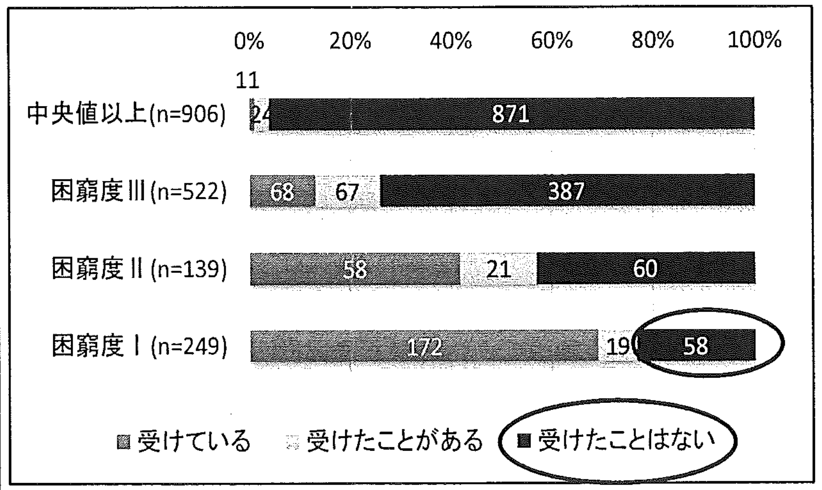

■現行施策
・妊娠期から子育て期までの様々な場合における相談支援
母子保健事業、子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業など）、児童養護施設等の入所児童への支援など

■課題
・公的機関への相談割合が低い。
・困窮世帯でも就学援助を受けたことがない世帯がある。

■取組みの方向性
＊各支援制度の周知徹底
＊支援を要する人を把握するため、公的機関の連携のほか、地域における見守り等により支援につなぐ仕組みを構築

⇒H29年度

【新規】子どもの未来応援ネットワークモデル事業
（子ども及び保護者のトータルサポート支援）

【拡充】ひとり親家庭等自立支援事業
（ひとり親家庭の父母等が一時的に日常生活を営むにあたり支障が生じている際に、家庭生活支援員を派遣するとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組みなどを支援）

【拡充】施設退所児童の自立支援事業
（児童福祉施設等をこれから退所する又はすでに退所した児童に対し、自立支援対策を実施）

資料5

児童福祉法改正に基づく子ども家庭センター体制強化への対応

児童福祉法改正の概要

・児童福祉司の配置標準について、児童福祉法施行令に規定

・児童福祉司、指導及び教育を行う児童福祉司等の国の基準に適合する研修の受講義務化

・児童心理司、医師又は保健師、指導及び教育を行う児童福祉司の配置の義務化

・児童相談所における弁護士の配置又は準じる措置が規定

国の配置基準による府の児童福祉司配置数

●児童福祉司：配置数の「標準」＝ 管内人口 及び 対応件数 に応じた配置（政令で定める基準を「標準」とする）

① 各児童相談所の管内人口　／５万人（平成29年度）、／６万人（平成28年度）

＋

② （各所の前々年度児童虐待相談対応件数－管内人口×全国平均対応発生率）× 1／40

	配置標準数	府配置数	
⇒【府の平成28年10月1日配置標準】	157人 ＜	162人（H28）	＋5
【府の平成29年4月1日配置標準】	241人 ＞	162人（H28）	▲79

【対応方針】

児童福祉司について、民間団体との連携やICT化などを進めながら府としての必要数を配置

平成29年度　子ども家庭センターの体制強化

●平成２８年改正児童福祉法への対応

1　民間との連携が有効な外部委託業務の拡大

　(1)子ども家庭センター開庁時間帯の軽度な事案の安全確認業務の外部委託を全センターに拡大し実施（調整中）

　(2)児童相談所全国共通ダイヤル（189）等夜間休日受電対応の外部委託の拡充

2　児童福祉法改正に基づく家庭と同様の環境における養育の推進のための民間との効果的な連携

3　児童虐待等危機介入援助チームの体制強化による弁護士配置に準ずる措置

4　ICT化による業務効率化

　(1)児童相談ITナビシステムの改修（調整中）　　**(2)タブレットの導入**

5　児童福祉司等の研修体系の構築

大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について

資料6－1

大阪府の現状

要介護認定率、被保険者一人当たり介護費が全国一高い。

要介護認定率
全国平均　17.9%（うち要介護2以下11.7%）
大阪府　22.4%（うち要介護2以下　15.2%）【47位】

被保険者一人当たり介護費
全国平均　27.4万円（うち在宅14.3万円）
大阪府　31.9万円（うち在宅19.2万円）【47位】

課題

1．要介護状態に至らないための健康に資する施策等の必要性

●要介護認定率が、男女とも全年齢階級で全国一高い。
軽度者、特に要支援1、2が特に多い。
⇒その半数は生活不活発化などが要因
●そもそも、健康寿命も短い（男性43位、女性47位）

2．要介護認定の平準化および適正化に資する取組の必要性

●「一次判定」の選択項目にバラツキ
・「左－下肢麻痺」有　：　全国平均36.9%　府内最高60.4%　府内最低10.5%
●「一次判定」⇒「二次判定」の「変更率」にバラツキ
・「重度変更」 28.0%　＞　「軽度変更」 1.4%　が極端な自治体など

3．高齢者の「住まい」において提供されている介護サービスの実態

●わずか6年で有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は3倍超に。
・「有料・サ高住」 59,215戸　＞　「特養など介護3施設」 53,166床
●区分支給限度基準額に対し、住宅型有料で90.7%　サ高住（指定なし）で86.0%ものサービス利用。
●要介護3以上では、特養以上に費用がかかっている。

4．利用者本位のケアマネジメントの実現に向けた取組の必要性

●居宅サービスを主としたサービス提供。可能な限り住み慣れた居宅で暮らし続けられるよう、適切なケアマネジメントによる、適切な介護・医療サービスの提供が求められる。
●要介護4、5といった重度者の要因となり得る「脳血管疾患」の再発防止など、セルフマネジメントも課題。

対応策

1への対応

●地域ケア会議等を通じた介護予防ケアマネジメントの強化
●新しい総合事業の着実な実施　（別紙 大阪ええまちプロジェクト（仮称））
⇒「住民主体の多様なサービス」を創出（高齢者の社会参加・介護予防）
●健康づくり・疾病対策との連携の重要性

2への対応

●選択状況に特徴のある自治体、認定調査員の評価技能向上
⇒業務分析データの活用促進、視聴覚教材等を用いた研修の実施
●認定調査員による「特記事項」の記載方法や事務局運営の点検など

3への対応

●高齢者住まい入居者のサービス利用の適正化にかかる検討
●集中的なケアプラン点検など適正化に向けた取組
●高齢者住まいの質向上に向けた取組の強化
「経営・組織力向上セミナー」「事例研修会」の実施等

4への対応

●地域課題を踏まえた法定外研修の実施など、ケアマネジャーの資質向上
●自立支援型ケアプランの作成支援
●医療・介護連携の質向上に向けた「退院調整ケアカンファレンス」

府・保険者・関係部局等が連携の上、来年度策定予定の第7期高齢者計画に必要な対応等を反映

資料６－２

大阪ええまちプロジェクト（仮称）　知事重点事業

～支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向けて～　要求額　２３，９３７千円

現状・課題

1　少子高齢化、人口減少社会の中、介護ニーズは年々増大し介護費増だけでなく、担い手不足も懸念

2　大阪府は要介護認定率・介護費が全国一高い（軽度者の認定率が高い）

3　身近に事業者が多く、互助が生まれにくい（新しい総合事業の住民主体型サービスの導入が一向に進まない）

4　市町村や生活支援コーディネーターには地域で活動しようとしている団体等への支援ノウハウがない

対応の方向性

・軽度者の介護ニーズ（掃除、ゴミ出し等の家事援助）は専門職以外による、地域の互助活動や支え合い活動などの新たな担い手が対応することを推進
・いくつになっても元気に生活できる介護予防の重要性と、社会参加の重要性を周知。府域を挙げて地域活動への参加に向けた機運を醸成
・市町村が、地域の互助活動を活発化させるための広域的支援を実施

検討協議会の設置（H28.9 月補正予算事業）

「住民主体の生活支援サービス創出支援検討協議会」
政令市、小規模自治体、府社会福祉協議会、府ボランティア協会、府老人クラブ連合会、豊中市社会福祉協議会、他先進 NPO（寝屋川あいの会等）他

市町村の住民主体型のサービス創出に向けて、総合的な広域支援を実施

（１）住民主体型サービス立ち上げ支援・伴走型支援

・府内で先駆的に活動している NPO 法人や、社会福祉協議会等が、新たに住民主体型サービスを立ち上げる個人や団体等の困りごと等に対し、随時型の対応相談支援を実施

・ビジネスで培った経験や知識、専門性を活かした地域貢献活動に志のある人材を活用し（３～６人のチーム）既存活動団体（地域包括ケアの担い手となる NPO や地域団体等）の有する課題に応じて、短期、長期にわたる伴走型支援を実施

・随時型対応相談支援や伴走型支援で蓄積したノウハウやスキルを府内に横展開するためのサービス展開マニュアルを作成

・単一の市町村では集約できない情報の収集や本事業でサポートする団体の活動、取組の進捗状況を蓄積し、発信することでプロジェクトの情報共有やマネジメントを実施

（２）関係者間のネットワーク化等

・地域団体や生活支援コーディネーターのネットワーク化

・府内圏域ごとにブロック会議を開催し、顔の見える関係を構築

・地域の支え合い活動や互助活動の推進体制を構築するため「住民主体型サービス創出支援推進検討協議会」を設置

目指すべき将来像

支え合いによる地域包括ケアシステムの構築

＋

結果として費用の効率化が図られ、持続可能な介護保険制度が確立される

大阪府国民健康保険運営方針骨子（案）～国民健康保険制度改革に向けた検討状況～

資料７

運営方針骨子（案）の概要 （H28. 11. 7　国保広域化調整会議）

■目　　的：平成 30 年度からの新たな国保制度において、府と市町村が一体となり、保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村事業の広域化・効率化の推進に寄与

■根　　拠：医療保険制度改革関連法附則第７条・改正国保法第 82 条の２

■対象期間：平成 30 年４月～平成 33 年３月（平成 29 年度中に策定）

主な内容

① 府内の国保運営に関する基本的考え方

○「府内で一つの国保」の考え方の下、
「被保険者の受益と負担の公平性の確保」「保険財政の安定的運営」「事業運営の広域化・効率化」
・保険料率、給付金、減免基準等について、府内共通（統一）基準を設定。

⇒ オール大阪で広域化

② 医療に要する費用・財政見通し

○医療費の動向や国保財政の将来の見通し
○「保険料引下げ目的等の一般会計繰入」、「累積赤字」の計画的な解消
○予期せぬ医療費増等に対する国保財政安定化基金の運用

③ 市町村の保険料の標準的な算定方法

○保険料は３方式（所得割・均等割・平等割）。各市町村の医療費水準は反映せず、府内統一保険料率
○医療給付費のほか、府内共通基準に係る府内全体の費用を府内全体で賄う
○最長６年間の激変緩和措置を講じる（市町村における一般会計繰入による保険料抑制分は各市町村の責任で対応）

④ 市町村における保険料徴収の適正な実施

○目標収納率の設定
○収納率向上に向けた取組実施

⑤ 市町村における保険給付の適正な実施

○療養費の適正給付、レセプト点検強化、不正請求等に対する広域的な対応

⑥ 医療費適正化への取組み

○データヘルス計画に基づく PDCA サイクルによる事業実施
○医療費適正化に対するインセンティブ方策

⑦ 市町村事務の広域化・効率的な運営

○被保険者証等の様式の統一、一斉更新事務の共同実施
○医療費通知、後発医薬品差額通知の共同実施

⑧ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

○地域包括ケアシステムとの連携

⑨ 関係市町村相互の連絡調整

○国保広域化調整会議等を活用

運営方針の策定手順

① 国保広域化調整会議で検討・意見調整
↓　運営方針策定に向け、代表市町村と共に検討
② 国保運営方針（案）の策定・市町村への意見聴取
↓　国保法に基づく全市町村への意見聴取を実施
③ 国保運営協議会で審議、諮問・答申
↓　附属機関である国保運営協議会に諮問し、答申を得る
④ 都道府県知事による国保運営方針の決定
↓　答申内容を踏まえ、都道府県としての方針を決定
⑤ 国保運営方針の公表
↓　決定した方針をホームページ等で公表
⑥ 事務の実施状況の検証と方針の見直し
実施状況を見える化。検証を行い、必要に応じて見直す

今後のスケジュール（予定）

H29. 2	国保広域化調整会議で継続検討・意見調整 国が示す係数に基づく保険料等試算 （現行制度を前提に一定条件の下で試算） ⇒　負担のあり方検討
H29. 春	国保運営協議会での審議開始
H29. 夏	新たな国公費のあり方に基づく保険料等試算
H29. 秋	国保運営方針案の策定 ⇒　市町村に対する法定意見聴取 国保運営協議会への諮問・答申
H29. 12	国保運営方針の決定 国保関係条例案の提出
H30. 1	国が示す係数に基づく平成 30 年度の保険料、納付金の決定
H30. 2	国保関係予算案の編成
H30. 4	新制度施行

福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方（案）

NO1 資料8

平成２９年２月
大　阪　府

背景・必要性

◆背景

○障がい福祉サービス・公費負担医療等が障がい種別に関わらず共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが確立され、難病も障がい福祉サービスの対象となっているが、障がい者医療では精神障がい者・難病患者が対象外。

○裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者は児童扶養手当の支給対象になっているが、ひとり親家庭医療では対象外。

○高齢化の進展・医療の高度化に伴う医療費の増嵩や福祉医療の再構築における対象拡充により、今後所要額が増加することが見込まれる（後述）。

◆必要性

○時代の要請から、精神障がい者・難病患者やDV被害者への対象拡充等が必要。

○持続可能な制度構築の観点から対象者・給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることが必要。

現行制度の概要

区分	対象者	所得制限
老人医療	65歳以上で ①障がい者医療対象者 ②ひとり親家庭医療対象者 ③特定疾患治療研究事業実施要綱（H27年1月改正以前）に規定する疾患（一部を除く）を有する者 ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療を受けている者 ⑤障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者	①障がい者医療と同じ ②ひとり親家庭医療と同じ ③④⑤ 二人世帯　2,590千円以下
障がい者医療	①身体障がい者手帳1、2級所持者 ②重度の知的障がい者 ③中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者	障がい基礎年金の全部支給停止の所得基準を準用 単身世帯　4,621千円以下
ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ②上記の子を監護する父または母 ③上記の子を養育する養育者	児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用 二人世帯　2,300千円未満
乳幼児医療	就学前児童	高額療養費一般低位基準を準用 四人世帯　3,570千円未満
一部自己負担額	1医療機関あたり、入通院1日につき500円以内（月2日限度） 1か月あたり2，500円を超える額を償還	

障がい者医療

◆精神障がい者・難病患者への対象拡充

精神障がい者については、身体障がい者手帳1・2級と認定基準が概ね同じである精神障がい者保健福祉手帳1級所持者に対象拡充。

同様に、難病患者については、難病法の助成対象者のうち、障がい年金1級（または特別児童扶養手当1級）該当者に対象拡充。

◆精神病床への入院の取扱い

精神医療の現場の専門家の意見や精神病床入院患者の入院実態などから、3月限定での助成が望ましいものの、様々な課題があることから、今回の再構築では助成対象外とし、今後、精神障がい者の地域移行を充実・強化しつつ、引き続き検討。

なお、身体障がい者等の精神病床への入院に対する助成についても助成対象外とする（ただし、経過措置期間を1年（平成31年3月末まで）設定する）。

【理由】

○国の精神障がい者の地域移行促進の取組みとの整合性を担保する必要がある。

○期間限定での助成の場合、入院期間の把握が不可欠であり、現物給付が困難であるが、現状では、入院履歴を把握する仕組みがなく、市町村における償還払いの事務処理が相当量発生することに懸念がある。

○期間限定の助成の場合、月額上限額が大幅に引き上がる。

◆老人医療との整理・統合

重度障がい者以外の老人医療対象者は対象外とするが、経過措置期間を1年（平成31年3月末まで）設定する（65歳以上のひとり親家庭医療対象者はひとり親家庭医療において対象）。

【理由】

○長期の経過措置を設定した場合、再構築以降、対象とならない65歳以上の無資格者との不公平感が大きくなり、行政サービスとしてバランスを欠く。

○本来の助成対象者に加え、経過措置対象者の資格管理も必要となり、事務が煩雑となるため、長期の経過措置の設定について否定的な市町村がある。

【再構築後のイメージ】

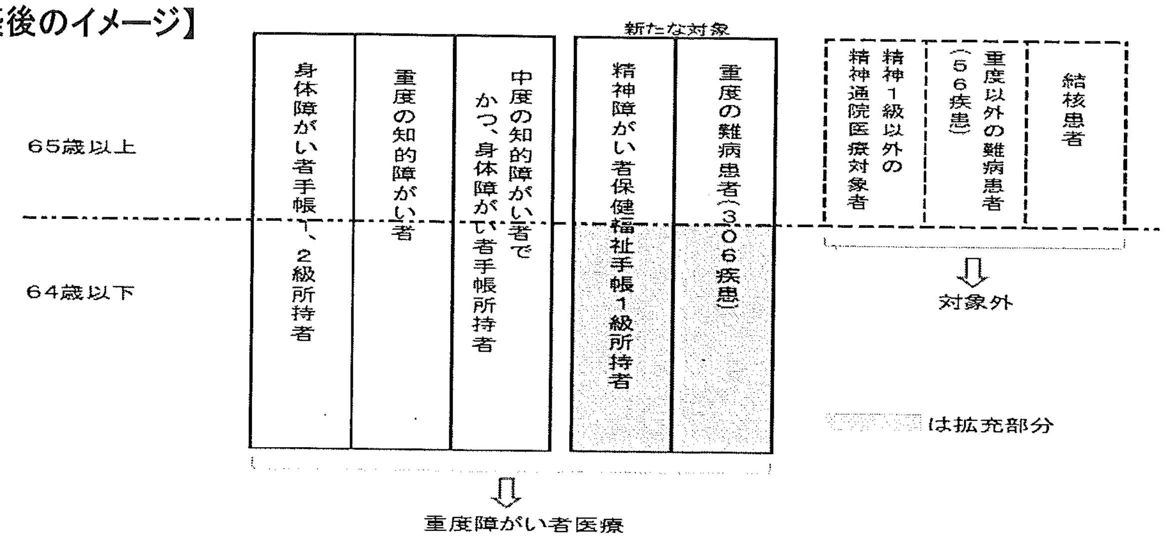

ひとり親家庭医療

裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に対象拡充。

福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方（案）　NO2

平成２９年２月
大　阪　府

訪問看護

重度障がい者訪問看護利用料助成制度（平成２９年１月から福祉医療費助成制度との自己負担の差を解消）と整理・統合し、福祉医療において訪問看護ステーションが行う訪問看護に助成拡充。

全国	平成13年5月	平成20年4月	平成24年4月
訪問看護ステーション数	4，468ヶ所	5，479ヶ所	6，049ヶ所
訪問看護を行う医療機関数	3，052ヶ所	2，561ヶ所	1，860ヶ所

所要額の将来推計

（1）医療費の増嵩（自然増）による将来推計　（単位：人、億円）

		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
4医療合計	対象者	613,600	615,500	617,600	620,000	622,600	625,500	628,700	632,100	635,800	639,700
	所要額	200.5	204.2	207.2	210.3	213.5	216.8	220.3	223.9	227.7	231.7

（2）再構築における将来的な増減推計（中位）　（単位：人、億円）

		初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
精神障がい者	対象者	6,000	9,500	13,200	17,300	17,900	18,600	19,300	20,100	20,900	21,700
	所要額	8.5	13.4	18.8	24.4	25.4	26.3	27.4	28.5	29.6	30.7
難病患者	対象者	900	900	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
	所要額	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
DV被害者	対象者	100	100	100	200	200	200	200	200	300	300
	所要額	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訪問看護	対象者	3,600	4,200	5,000	5,800	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	7,000
	所要額	2.1	2.5	2.9	3.5	3.9	4.4	4.5	4.6	4.7	4.9
老人医療	対象者	0	0	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300
	所要額	0.0	0.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0
合　計	対象者	10,600	14,700	▲17,000	▲12,000	▲11,200	▲10,300	▲9,300	▲8,200	▲7,000	▲5,800
	所要額	11.1	16.4	7.4	13.6	15.0	16.5	17.7	19.0	20.2	21.6

※所要額は府負担の補助金ベース（市町村も同額負担）

一部自己負担額

受益と負担の適正化の観点から、院外調剤について自己負担を導入するとともに、１医療機関あたりの月額上限（月２日限度）は撤廃し、入院・通院・院外調剤それぞれで1医療機関あたり1日500円以内とする。

月額上限額（現行2，500円）については、再構築に伴う所要額増を自己負担で賄うことを前提にしつつ、3，000円の引上げにとどめる。

ただし、乳幼児医療・ひとり親家庭医療については、現行制度を維持する。

【理由】
- ○今回の再構築の多くは、精神障がい者・難病患者への対象拡充など、新しい重度障がい者医療費助成制度に関するものである。
- ○府政の緊急課題として、子どもの貧困対策の重要性が増している。
- ○子どもに係る負担の引上げについて、議会・市町村から慎重に検討すべきとの意見が多い。
- ○乳幼児医療・ひとり親家庭医療と障がい者医療では、受益（助成額）に差異がある。

【再構築後の医療別一部自己負担額】　☆再構築部分に係る一般財源投入額は6．3億円

区分	1日あたりの負担額	月2日限度	院外調剤への自己負担	月額上限額
障がい者医療※	1医療機関あたり 500円以内/日 （現状維持）	撤廃	1薬局あたり 500円以内/日	3，000円
ひとり親家庭医療		あり （現状維持）	なし （現状維持）	2，500円 （現状維持）
乳幼児医療				

※老人医療の経過措置対象者を含む。

【参考：１人あたりの年間助成額・１人１月あたり受療日数】

	1人あたり年間助成額（府・市町村計）			1人1月あたり受療日数	
	助成額（平成27年度）	うち院外調剤	助成額に占める割合	入院	入院外
障がい者医療※	122,852円	31,307円	27.7%	22.9日	8.6日
65歳以上	104,753円	24,770円	23.6%	22.6日	9.1日
64歳以下	159,987円	44,720円	28.0%	24.2日	7.6日
ひとり親家庭医療	30,071円	6,825円	22.7%	9.5日	4.2日
乳幼児医療	29,199円	5,708円	19.5%	6.7日	3.6日

※老人医療を含む。

実施時期

平成30年4月診療分より実施

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）の概要等について（参考）

資料９

■障害者基本法

○基本原則（§３③等）
・言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会の確保。
・（§７）国・地方自治体への「基本原則に関する国民の理解を深める必要な施策を講じること」の義務付け。

○情報のバリアフリー化（§22（1））
国・地方自治体への「障がい者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣等、必要な施策を講じること」の義務付け。

○権利（§29）
裁判等手続における意思疎通の手段の確保等。
※関連法令障害者差別解消法

■「言語としての手話」に係る現状について
・「言語（手話を含む。）」と明記されている。
しかし、「手話が言語である」という認識は普及していない（「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合：39.8%）。
・言語は本来、乳幼児期に自然に習得される。
しかし、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。
・また、言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保される。しかし、学習指導要領（特別支援学校）には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。
・これらの結果、府民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも手話で意思を通じ合あえる社会）となっていない。

「総合支援法」に基づく意思疎通支援としての手話通訳者の派遣や、「差別解消法」に基づく合理的配慮によらなければならない状況となっている。

このため、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の制定が必要

１８歳以上	１８歳未満
■障害者総合支援法 意思疎通（手話など）を支援する者の派遣・養成について、義務付け。 §77 市町村（日常生活レベル） §78 都道府県（特に専門性の高いもの） ■身体障害者福祉法　§27 手話通訳事業 総合支援法§77・78で都道府県等による実施義務を規定	■児童福祉法 意思疎通支援（手話など）に係る規定なし。 ■学習指導要領（特別支援学校） ・聴覚に障がいのある児童等に対する手話の指導・習得に係る記載なし。 ・視覚に障害のある児童等に対する点字の指導・習得に係る記載は、あり。

「総合支援法（身体障害者福祉法）」・「児童福祉法」のいずれも、「手話の習得の機会の確保」に係る規定なし。

■障害者差別解消法

合理的配慮（手話や文字表示など、目で見てわかる情報の提示など）の提供を行政機関に義務付け。
（民間事業者については、努力義務。）

■大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例案の概要

条例案の概要	■条例に基づく施策等（案）
第１条（目的） 第２条（言語としての手話の認識）	○府の広報媒体（府政だより、ホームページ、ＳＮＳ等）などを通じた普及啓発の実施
第３条（手話の習得の機会の確保） 聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者等と共に手話を習得することのできる機会の確保。	○乳幼児期の手話習得ネットワークの形成等 ・聴覚障がい者団体による取組みと連携（協定を締結）した乳幼児等手話教室（仮称）の展開。 ・上記教室で把握した課題・ノウハウを共有し、広げていくためのネットワークの運営（福祉・教育関係機関等が参画）。 ○中途失聴者を対象とした手話講座の開催等
第４条（学校による手話の習得の機会の確保への支援） 聴覚に障がいのある児童等が在学する学校による手話を習得する機会の確保を促進。	○「総合的な学習の時間」、「部活動」などを活用した手話の習得の機会の確保への支援 ・手話サークルの支援機能等を担う聴覚障害者情報提供施設を活用した手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供。 ○聴覚に障がいのある児童等が在学する学校の教師等を対象とした手話講座の開催
第５条（事業者による手話の習得の機会の確保への支援） 聴覚に障がいのある者が勤務する事業者による、手話を習得する機会の確保を促進。	○企業のＣＳＲ活動等の一環としての手話の習得の機会の確保への支援 ・障がい者雇用企業の登録・顕彰制度を活用したＰＲの支援。 ・聴覚障害者情報提供施設を活用した支援（再掲）。

※条例や条例に基づく施策の進捗状況等の評価等を行う機関として、「府障害者施策推進協議会条例」に基づく協議会のもとに、「部会」を継続設置する予定。

※公布日施行（予定）

■他の自治体の条例制定状況

（都道府県）　鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、沖縄県、埼玉県、千葉県、三重県、愛知県
（市町村）　大東市、大阪市、堺市、熊取町ほか、６０市町

■パブリックコメントの結果概要

募集期間　：　12月５日～1月６日
意見件数　：　15件
主な意見　：　・「手話」を義務教育化すべき。
　・障がい者理解の促進を図るべき。